

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本県の新規感染者数や病床使用率は、全国と同様に低い水準で推移しております。

一方、今月10日には、国から、感染症法上の位置付け変更に伴う各種政策や措置の見直しの方針が示されたところであります。

県といたしましては、こうした感染状況等を踏まえ、本日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、明日から警戒度レベルを1に引き下げることなどに加え、5類感染症への変更に向けた本県における基本方針等につきましても決定して参りたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症が本県で初めて確認されてから3年が経過いたしました。この間、県では、県民の命と健康、暮らしを守ることを第一に、その時々で取り得る最善の対策を講じて参りました。改めまして、医療従事者の皆様の御尽力はもとより、県議会、市町、県民、事業者等の皆様の御理解と御協力に感謝を申し上げます。

5月8日からは、5類感染症の位置付けとなり、新型コロナウイルス感染症への向き合い方について大きな転換点を迎えることとなりますが、引き続き、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例2件、その他の議案2件の計4件であります。

まず、追第1号議案は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職

員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正するものであります。

追第2号議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正するものであります。

追第3号議案は、権利の放棄について、議決を求めるものであります。

追第4号議案は、あっせんの申立てに係る和解について、議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。